

(別添)

第213回国会(常会)提出予定法案

国土交通省 総計 6件

件名	要旨	国会提出 予定時期
奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案	奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情に鑑み、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した振興開発を図るため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を令和11年3月31日まで延長するとともに、奄美群島及び小笠原諸島への移住の促進を図るため、それぞれの基本方針及び振興開発計画に定める事項として移住の促進に関する事項を追加する等の措置を講ずる。	2月上旬
広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律案	広域的地域活性化のための基盤整備を一層推進するため、広域的特定活動及び拠点施設に特定居住(仮称)の促進に係る活動及び施設を追加するとともに、市町村による特定居住促進計画(仮称)の作成及び同計画に定められた事業等の実施に係る関係法律の特例、特定居住促進協議会(仮称)の設置、特定居住支援法人(仮称)の指定制度等について定める。	2月上旬
都市緑地法等の一部を改正する法律案	良好な都市環境の形成を図り、併せて都市における脱炭素化を推進するため、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する国土交通大臣による基本方針及び都道府県による広域計画(仮称)の策定、機能維持増進事業(仮称)に係る都市計画に関する手続の特例、都市緑化支援機構(仮称)の指定、民間事業者等による緑地確保の取組の認定、都市の脱炭素化に資する都市開発事業に対する支援の拡充等の措置を講ずる。	2月中旬

<p>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案</p>	<p>物資の流通の効率化を図るため、基本理念及び国の責務並びに貨物自動車運送役務（仮称）の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関し講ずべき措置等を定めるとともに、貨物自動車運送事業における下請構造に対応するため、一般貨物自動車運送事業者が他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する場合の措置等を定めるほか、貨物軽自動車運送事業の安全対策を強化するため、貨物軽自動車運送事業者に対し貨物軽自動車安全管理者（仮称）の選任を義務付ける等の措置を講ずる。</p>	<p>2月中旬</p>
<p>建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案</p>	<p>建設業を取り巻く社会経済情勢の変化等に鑑み、建設工事の適正な施工の確保を図るため、建設業者による通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金とする請負契約又は著しく短い期間を工期とする請負契約の締結の禁止、監理技術者等の専任に関する規制の合理化、建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関する国土交通大臣による指針の策定、公共工事における施工体制台帳の提出に関する規制の合理化等の措置を講ずる。</p>	<p>3月上旬</p>
<p>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律案</p>	<p>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進及びその居住の安定の確保を一層図るため、居住安定援助計画（仮称）及び住宅確保要配慮者の家賃債務の保証に関する業務を行う家賃債務保証業者の認定制度の創設、住宅確保要配慮者居住支援法人の業務の拡大、終身賃貸事業者が行う事業に係る認可手続の見直し等の措置を講ずる。</p>	<p>3月上旬</p>